

# 休日保育のご案内

休日に仕事などがあり、家庭でお子様の保育が困難な場合、保育施設でお子様をお預かりする休日保育事業を行っています。

## 【実施している保育施設】

- ①認定こども園かわにしひよし（川西市中央町15番11号）  
電話：072-759-0124
- ②向陽台あすのこども園（川西市向陽台3丁目11番地の64）  
電話：072-744-0425

## 【実施している日時】

実施日は以下のとおり。時間はいずれも午前8時～午後6時です。

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12月29日、12月30日（12/31、1/1～1/3は実施していません）

※希望者が多い場合、利用できないことがあります。

## 【休日保育を利用できる児童】

以下の要件すべてを満たす必要があります。

- ・認可保育所（園）、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業所に入所している
- ・休日保育を実施している日時に、保護者全員が就労などのため、家庭で保育が困難である
- ・月～土曜日に、休日保育の代わりに保育を利用しない日がある
- ・利用日現在、1～6歳（小学生を除く）である。ただし、歩行が確立し、普通食が食べられること
- ・川西市に住所がある

## 【利用料】

無料。ただし、短時間認定児童で、休日保育の利用時間が8時間を超える場合、施設が定める延長料金が必要です。

## 【適正利用のお願い】

保育の利用は、標準時間認定児童の場合、法令で1カ月当たり平均275時間（1日11時間×25日）、年間約300日までとなっています。お子様のためにも、真に保育を必要とする場合にのみ利用してください。

## 【利用手続き・問い合わせ先】

裏面をご覧ください。

## ◆休日保育の利用手続き

### 登録方法

- ①「川西市休日保育利用登録申請書」に必要事項を記入する。
- ②申請書に休日保育の必要性が確認できるもの（就労証明書など）を添付して入園所相談課へ提出する。

※新規または継続入所手続きのときに提出された書類で、休日保育の必要性が確認できれば、添付書類は不要です。

※登録は年度内有効です（毎年度、登録申請が必要）ですので注意してください。

### 登録通知

- ③審査のうえ、要件を満たしていれば、「川西市休日保育利用登録承認通知書」を送付します。

※申請からおおよそ10日以内に通知書を送付します。

※利用が初めての場合などは、保育施設で面接を受けていただきます。

### 利用申込

- ④利用を希望する登録施設に、直接申し込んでください。ただし、各施設が設定する申込期限までに、利用登録と面接を終えておく必要があります（申し込みができるのは1園のみ）。
- ⑤利用の可否について施設から連絡があります（希望者が多い場合、利用できないことがあります）。

[申込期限]

認定こども園かわにしひよし＝利用希望日の前月第2水曜日まで

向陽台あすのこども園＝利用希望日の前月第3土曜日まで

※予約後、事情により利用しなくなった場合は、すぐに施設へ連絡してください。

### 利 用

- ⑥指定の日時に登園してください。

※登園に当たってはお弁当を持参してください（アレルギーがある場合は、事前に申し出てください）。

#### 《申し込み・利用》

##### 認定こども園かわにしひよし

所在地：川西市中央町15番11号

電 話：072-759-0124

##### 向陽台あすのこども園

所在地：川西市向陽台3丁目11番地の64

電 話：072-744-0425

#### 《登録・お問い合わせ》

##### 川西市教育委員会事務局 子ども未来部入園所相談課

所在地：川西市中央町12番1号（市役所3階6番）

電 話：072-740-1175（直通）